

参考資料 1

三重県地方創生会議設置要綱

(目的)

第1条 三重県におけるまち・ひと・しごと創生を効果的かつ効率的に計画し、推進することについて、総合的かつ専門的な見地から意見を聴取するため、三重県地方創生会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議の委員は、次の事項について意見を述べるものとする。

- (1) 三重県人口ビジョン及び三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定等に関すること。
- (2) まち・ひと・しごと創生の施策の企画及び効果検証に関すること。
- (3) その他まち・ひと・しごと創生の推進に必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 会議は、知事及び知事が選任する委員で構成する。

- 2 委員の任期は、選任の日から平成28年3月31日までとする。
- 3 委員の再任は妨げない。

(議長)

第4条 会議には議長を置き、知事が務める。

- 2 議長は、会議を総理する。
- 3 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、議長が招集し、これを主宰する。

- 2 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聞くことができる。

(部会)

第6条 会議には、専門の事項について検討を行うため、部会を設置することができる。

- 2 部会に属する委員は、議長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選により選任する。
- 4 第4条第2項及び第3項並びに前条の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「会議」とあるのは「部会」と、「議長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(報償費等)

第7条 県は、会議の委員及び部会の委員に対し、報償費及び旅費を支給することができる。

- 2 会議の委員及び部会の委員以外の者が、会議又は部会に出席した場合は、報償費及び旅費を支給することができる。

(庶務)

第8条 会議及び部会の庶務は、戦略企画部企画課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議及び部会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年3月6日から施行する。